

さっぽろ再エネ電力認定・公表制度実施要綱

令和4年2月25日 環境局長決裁

(目的)

- 第1条 この要綱は、参加する小売電気事業者が提供する再生可能エネルギー比率が高い電力プラン（以下「再エネ電力プラン」という。）を、市民並びに札幌市内に事業所を有する事業者及び団体（以下「市内企業等」という。）に広く周知するとともに、再エネ電力プランへの切替えに係る電力需給契約を締結した市内企業等を認定・公表する「さっぽろ再エネ電力認定・公表制度」（以下「本制度」という。）について必要な事項を定めることによって、市内における再生可能エネルギーの利用拡大を図ることを目的とする。
- 2 本制度は、参加する小売電気事業者に対して、一定の評価を与え、保証又は推奨することを目的とするものではない。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者をいう。
- (2) 再エネ電力プラン 札幌市を供給区域に含む電力メニューであって、次のいずれにも該当するものをいう。
- ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」において再生可能エネルギーと認められているエネルギー源を変換して得られる電力を供給するものであること
- イ 需要家に対し、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」において認められる調達方法により、1年間の総電力供給量のうちアに掲げる電力の比率が30%以上となる電力を供給するものであること

(参加要件)

- 第3条 小売電気事業者の参加要件は、次の各号のとおりとする。
- (1) 市民又は市内企業等に対し、再エネ電力プランの提供が可能であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと

- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札の参加停止の期間内でないこと

(参加方法)

第4条 本制度への参加を希望する小売電気事業者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 参加申込書（第1号様式）
- (2) 再エネ電力プランの内容がわかる書類
- (3) 小売電気事業者の登録を受けた者であることが分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(参加の決定)

第5条 市長は、前条の規定により書類が提出されたときは、その内容を審査し、参加させることを決定した場合は、当該小売電気事業者（以下「参加小売電気事業者」という。）に対し、その旨を参加決定通知書（第2号様式）により通知する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、参加させないことを決定した場合は、当該小売電気事業者に対し、その理由を付して通知する。

(周知)

第6条 市長は、参加小売電気事業者が提供する再エネ電力プラン等の情報を市ホームページ等に掲載し、広く周知する。

(調査への協力)

第7条 参加小売電気事業者は、市長が本制度の実施のため必要な調査をしようとするときは、これに協力するよう努めるものとする。

(公表内容の変更)

第8条 参加小売電気事業者は、第4条の申込内容に変更が生じた場合は、参加内容変更報告書（第3号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の参加内容変更報告書が提出されたときは、公表している情報を更新するものとする。

(参加の停止)

第9条 市長は、参加小売電気事業者が第3条に規定する参加要件を満たさないことを確認したときは、期間を定めて参加を停止することができる。

2 市長は、前項の規定により参加を停止したときは、当該参加小売電気事業者に対し、参加（停止・取消）通知書（第4号様式）により、その理由を付して通知する。

(参加の取消)

第10条 市長は、参加小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加を取り消すことができる。

- (1) 参加小売電気事業者から、参加の辞退について申し出があったとき
- (2) 第4条の申込内容に虚偽があったと認められるとき
- (3) 第12条に規定する欠格要件に該当することを確認したとき

2 市長は、前項の規定により参加を取り消したときは、当該参加小売電気事業者に対し、参加（停止・取消）通知書（第4号様式）により、その理由を付して通知する。

(認定及び取組事例の公表)

第11条 参加小売電気事業者と再エネ電力プランへの切替えに係る電力需給契約を締結した市内企業等のうち、本制度の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 取組報告書（第5号様式）
- (2) 参加小売電気事業者と電力需給契約を締結していることが分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により書類が提出されたときは、その内容を審査し、再エネ電力の利用に積極的に取り組んでいる者として認定する場合は、当該市内企業等（以下「認定企業等」という。）に対して認定証を交付するとともに、希望に応じて、市ホームページ等で認定企業等の取組事例を公表する。

3 認定企業等は、第1項の取組報告書の内容に変更が生じた場合は、取組内容変更報告書（第6号様式）を、市長に提出するものとする。

(欠格要件)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する小売電気事業者を本制度に参加させないものとする。

(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当すると認められる者

(2) その他重大な法令違反があるなど、市長が適当でないと判断する者

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する市内企業等に対して前条の認定及び取組事例の公表を行わないものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。